参考資料２

新潟県地域医療構想調整会議設置要綱

（目的）

第１条　医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 14 第１項の規定に基づき、新潟県地域医療構想の推進のために必要な事項について協議するため、次のとおり構想区域（医療法第 30 条の４第２項第７号の規定により定める区域をいう。）ごとに地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

構想区域名	名称
下越	下越地域医療構想調整会議
新潟	新潟地域医療構想調整会議
県央	県央地域医療構想調整会議
中越	中越地域医療構想調整会議
魚沼	魚沼地域医療構想調整会議
上越	上越地域医療構想調整会議
佐渡	佐渡地域医療構想調整会議

（協議事項）

第２条　調整会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 構想区域内の病院及び有床診療所（以下「医療機関」という。）が担う役割や病床の機能分化・連携に関すること

(2) 構想区域内の居宅等における医療の充実に関すること

(3) 病床機能報告制度による情報等の共有に関すること

(4) 地域医療介護総合確保基金の活用に関すること

(5) 構想区域内の医療機関の開設・増床・減床等の申請及び病床機能の転換等に関すること

(6) その他構想区域内における新潟県地域医療構想の推進に関すること

（構成）

第３条　調整会議は、構想区域内の次に掲げる者によって構成する。

(1) 診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者

(2) 一般病床又は療養病床を有する病院

(3) 医療保険者

(4) その他地域の実情に応じて必要と認められる者

（議長）
第４条　調整会議に議長を置く。
２　議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

（運営）
第５条　調整会議は公開を基本とするが、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。
２　調整会議では、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。
３　調整会議に、分科会を設置することができる。
４　分科会の構成は、調整会議において定める。

（その他）
第６条　この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、調整会議において別に定める。

附則
この要綱は、平成３０年６月６日から施行する。